



平成 21 年 4 月 20 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社 BBH
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 剛生
(コード番号: 3719)
問合せ先 管理本部長 江口 航
電話番号: 03-3348-8380

「当社元代表取締役及び当社取締役に対する訴訟」に係る
第三者調査委員会の調査報告受領に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 30 日の「第三者調査委員会の設立に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、平成 21 年 3 月 23 日付「当社元代表取締役及び当社元取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」、同平成 21 年 3 月 23 日付「当社元代表取締役及び当社取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」を受けまして、当該訴訟の内容、訴訟に至った経緯、手続等を含め、外部有識者を中心とした調査委員会「第三者調査委員会」を設立し、調査してまいりました。

本日、第三者調査委員会より、「当社元代表取締役及び当社取締役に対する訴訟」に関しまして、調査報告書を受領し、本日開催の取締役会において調査結果の報告を行いました。

上記取締役会において、取締役会としては、調査内容・訴訟内容を検討した結果、訴状において請求の原因として記載されている事実が、調査不十分のまま記載されており、本件訴訟については取り下げが妥当であると判断いたしました。これにより取締役会から監査役会に対し本件訴訟の取り下げを要請する事が決議されております。

今後、監査役会において本件訴訟の取り扱いについて協議することとなりますが、当該協議の結果及び本件訴訟の取り扱いについては必要に応じて、速やかに訴訟に関します継続開示としてお知らせしてまいります。

また、添付いたしております第三者調査委員会からの報告書に関しましては、現在係争中となっている状況及び報告書に記載される個人情報保護の観点から、当該報告書を要約したものとなっております。

なお、「当社元代表取締役及び当社元取締役に対する訴訟」につきましても、今後、第三者調査委員会による調査を進めていくこととなりますので、調査結果につきまして本件と同様に速やかに開示してまいります。

以上

調査報告書（要旨）

平成21年4月20日

株式会社BBH 代表取締役 大島剛生 殿

株式会社BBH第三者調査委員会委員長 弁護士雨宮眞也

【調査委員会メンバー】

委員長 雨宮 眞也（弁護士）
副委員長 佐藤 烈臣（元警視庁第五方面本部長（警視正））
委員 坂西 洋二（税理士）
委員 秦 真太郎（弁護士）
委員 杉本久美子（弁護士）

【調査項目】

平成21年3月23日付で株式会社BBHが開示した「当社元代表取締役及び当社取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」において記載されている訴訟（以下「本件訴訟」という。）において架空・違法ないし問題があるとされている下記取引の実在性及び適法性について、以下の8の取引に区分して調査する。

- 1 第1取引
平成17年6月30日付株式会社アーティストハウスホールディングス（以下「AH」という。）に対するF社のM&Aに関するアドバイザリー契約
- 2 第2取引
平成17年6月30日付AHに対するG社のM&Aに関するアドバイザリー契約
- 3 第3取引
平成17年8月1日付AHとの間のeラーニングシステム開発業務委託契約
- 4 第4取引
平成17年10月18日付 社を介したプロジェクト管理ソフト売買契約
- 5 第5取引
平成17年11月1日付AHとの間のeラーニングシステム追加開発業務委託契約
- 6 第6取引
平成18年12月28日付第4取引の減額合意
- 7 第7取引
第4取引のソフトウェアライセンスの転売に関する一連の取引
- 8 第8取引
第3取引及び第5取引のeラーニングシステムの平成18年12月28日付転売契約に関連する一連の取引

【基礎資料】

城山綜合法律事務所に基本的な事実調査を依頼し、その調査結果に基づき、必要に応じて独自の調査を実施し、本報告の基礎資料とした。

なお、本件訴訟における結論が、本報告の通りになるものであることを保証するものではなく、また、本報告に基づく B B H その他関係者の一切の行動結果につき当委員会が責任を負担するものではない。

【調査結果】

調査対象となる取引はいずれも実態があり、かつ、適法である。

【調査結果の理由】

- 1 第 1 取引から第 5 取引の実態の有無、適法性、金額等の合理性、社内手続
 - (1) 各取引の業務実態（もしくは取引されたシステムの実態）の有無
第 1 取引から第 5 取引の各取引において、基礎資料及び関与した関係者からの聴取事項等を総合的に検討し、各業務は実際に実施されたものと認められる。また、取引されたシステムがある場合には、その実在性についても問題は無く、違法性を問われる取引は無い。
 - (2) 各取引の取引額の合理性
取引額の定め方についても、合理的算定に基づくもの、もしくは一般的に行われている交渉等を経て決定されたものであり、その額についても、相当であり、不自然なものではない。
 - (3) 各取引における B B H の社内手続
各取引について、取締役会の意思決定のプロセスや、その決済内容に問題はなく、取引対価も不相当に低額という事情も認められず、当時の取締役の善管注意義務違反その他の法令違反も認められない。金額的な要素から、取締役会決議を経るべきであったと考えられる取引もあるが、実質的には全取締役の合意の下に各取引が行われており、各取締役の善管注意義務違反を構成するほどの瑕疵とは認められない。
- 2 A H による第 1 取引ないし第 5 取引に対する要求の経緯と B B H の対応
 - (1) 平成 1 8 年 6 月、A H 監査役及び新監査法人が A H の社内調査を実施することになった。
 - (2) A H では、平成 1 8 年 8 月の株主総会にて、新経営陣に交代している。
新経営陣による事業方針の転換に伴い、A H は、過去の契約見直しを行うことになり、その対応について、B B H と A H とが協議を重ね、下記第 6 ないし第 8 の取引が合意されるに至った。
- 3 第 6 取引の実態の有無・適法性
 - (1) 合意内容
まず、第 4 の取引に関しては、A H と B B H との間で、平成 1 8 年 1 2 月 2 8 日、B B H が販売したソフトウェアのライセンス数を制限する事により 7 5 0 0 万円減

額し、B B HからA Hに同額を返還する旨合意された。当該減額金額及び減額理由、減額交渉経緯等についても適正であると認められる。

(2) B B Hの社内手続等

本減額合意については、合意締結前の平成18年12月28日に、B B Hの取締役会に付議され、全会一致で承認されている。

また、当取締役会に先立つ内部打合せや経営会議等において、書面による説明等もなされており、全取締役は、本件取引の経緯及び減額の内容等につき正確に理解した上で、取締役会に臨み、これを承認可決したものと認められる。従って、B B H社内の手続に瑕疵は全くない。

(3) 利益供与に該当しないか

本件減額取引は取引上許容される限度内において適正に計算されているものと認められ、A Hに利益を供与するものとは言えないので、A Hに対する利益供与には該当しない。

4 第7取引の実態の有無・適法性

(1) 転売支援に至る経緯等

ア 第6取引の減額依頼に対するB B Hの対応は、適正であり、交渉の経緯に照らしても合理的な取引であると考えられる。また、額についても適正であると認められる。

イ B B Hの転売支援に基づき、A Hは、第三者(以下「X社」という。)との転売取引を実現している。

ウ その後、B B Hは、X社により改良された当該システムを入手しているが、X社によるカスタマイズによる価値が付加されており、A Hへの販売物をそのまま取得しているものではない。

(2) 本システム取得の合理性

十分な価値は認められるものであり、B B Hにおける実際の効果も認められる。また、その効果に照らし、付加価値に対する対価も相当と認められる。

(3) X社とその作業について

X社は、商業登記も事業実態も存する。

作業の委託に至る背景にも合理性が認められ、作成されている文書等の資料、納品状況も踏まえ、X社による改良作業の実態も認められる。

(4) B B Hの社内手続等

本取引にあたっては、本来取締役会決議は不要であるが、2007年5月30日付け取締役会の承認を得ている。

購入するシステムが、従前B B HがA Hに対して販売したものを改良したものであることについても伝達されており、全取締役が認識していた。

5 第8取引の実態の有無・適法性

(1) 転売支援に至る経緯等

第3取引及び第5取引の減額依頼に対するB B Hの対応は、従前からのA Hとの

取引関係、減額の理由等に照らし合理的な取引であるものと考えられる。

(2) 転売先(以下「Y社」という。)との採用・教育代行個別契約の実態の有無・適法性

ア 本件取引に至る経緯

当時のBBHとしては、人材の確保が緊急の課題であり、平成18年12月28日、Y社との間で、採用・教育代行契約を締結したことの必要性が是認できる。

イ 取引内容の合理性

契約内容はBBHの当時の社員構成、業務内容等の社内事情にかなったものであり、経済的に不合理な対価・支払条件とは言えない。

ウ 本件取引の成果

状況の変遷があったものの、当該契約に基づく従業員採用の実績は認められる。

エ 社内手続等

本契約については、平成18年12月28日に、BBHの取締役会が開催され、全取締役の賛成により契約締結が承認可決されている。これに先立つ内部打合せや経営会議においても、説明が行われており、社内手続に瑕疵はない。

また、本契約の締結が、不合理な経営判断とは言えず、善管注意義務違反の問題は生じない。

(3) eラーニングシステム転売の経緯

BBHは、Y社との間で、採用・教育支援契約を締結するにあたり、会計知識の教育を要望したところ、Y社では会計知識に関する教育を実施した経験がなかったことから、本eラーニングシステムをAHから取得することになったものである。

(4) 転売の合理性

Y社とBBH双方の経営上の利害が一致し、取引の合意に至っており、実際の利用も認められる。

(5) AHへの迂回支払であるとの指摘について

Y社からは現実に採用・教育支援を受けており、Y社では教育・研修にあたり本システムを実際に利用しているのであるから、対価の支払いが不当に高額とは言えない。

(6) BBHの社内手続等

採用・教育代行業を依頼するY社に本eラーニングシステムが転売されることについて、取締役会に先立つ内部打合せや経営会議にて、説明があり、特定の取締役がこの事実を知らないということはないと考えられる。

以上